

東京薬科大学附属ヘルスケア研究所「研究助成」要項
(2019年度)

(財)東京薬科大学附属ヘルスケア研究所
平成29年 7月 1日
平成29年 8月 2日
平成30年 9月30日

1 目的

東京薬科大学附属ヘルスケア研究所(以下「研究所」という。)は、定款第3条の目的において「ヘルスケアの領域に関する事業を行い、もって人類の健康維持及び予防医学の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。」と既定している。

- (1) 健康の維持や増進のための事業
- (2) 予防医学の普及に関する事業
- (3) ヘルスケアに関する学会の設立と運営
- (4) ヘルスケアに関する学術的調査・研究に関する事業
- (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業

このため、健康維持及び予防医学分野の研究支援として「研究助成」を行うこととする。

2 課題の選定

研究課題を学内外において公募し、適切なものを選定して研究を進め、成果を得ることとする。

(1) 課題は、

「ヘルスケアの分野において社会に貢献する研究課題」とする。

- (2) 応募のあった研究課題を、研究所所長及び主任教授、審査員が審査し、決定する。なお、審査を実施するのは研究所理事である所長及び主任教授と研究所理事長から指名された当財団と学術振興で連携する外部団体有識者とする。

3 応募資格

- (1) ヘルスケアの分野、領域で活躍される大学・企業・研究機関とする。

4 応募条件

- (1) 採用された研究課題の提出者は、研究所の研究員(兼任)として、研究に従事する。(原則として現在所属する場所において、研究する。学外の研究機関にあっては本学

と連携した共同研究であることとする。)

(2) 研究期間は、最長で 2 年間とする

(研究テーマが複数年に渡る場合は、研究計画書に基づき、最長 2 年の計画を認める。ただし、毎年度終了後、前年度の成果・経過報告をする。)

(3) 研究計画書

①研究テーマ ②研究の目的 ③研究方法 ④研究の意義・特徴 ⑤その他
⑥期待される成果 ⑦必要な研究施設

を記載した、研究計画書を提出する。(様式 別紙参照)

なお、研究対象が倫理審査基準や知的財産につながる場合は、別途協議する。

(4) 研究終了後、実績報告書及び研究成果報告書を提出する。

(5) 研究終了後 1 年以内で開催される日本ヘルスケア学会、日本薬局学会等で研究成果を報告する。

(6) 補助金により得た研究成果を発表する場合は、研究所により助成を受けたことを表示すること。

<例>

和文：本研究は一般財団法人東京薬科大学附属ヘルスケア研究所の研究助成を受けたものです。

英文：This work was supported by The Institute for Health Care at Tokyo University of Pharmacy and Life Sciences Grant

(6) 応募は 1 人 1 課題、1 研究機関 1 課題 (他の研究助成対象となる課題を除く。)

5 応募のメリット等

(1) 研究課題の認知

採用された研究課題は、研究所の課題として承認される。

(2) 研究への助成

①研究課題には、30 万円を限度として研究費 (消耗品等経費) を支給する。

(人件費及び備品等研究施設設備についての助成は対象外)

②複数年に渡る場合は、研究計画書に基づき、最長 2 年以内は継続して助成を行う。

③助成採用は 3 件以内

(3) 研究成果の公表

①研究成果報告後、1 年以内で開催されるヘルスケア学会に発表する義務を有する。

②研究成果を、研究所 HP や研究発表会などにより PR する。

6 2019 年度の対応

(1) 応募開始 : 平成 30 年 11 月 15 日

応募に際して、お問い合わせはすべて下記まで E メールでお願いします

Healthza-ml@toyaku.ac.jp

応募用紙（計画書など）は <http://www.stg.toyaku-ism.or.jp/index.html>、より
<事業内容>から「ヘルスケア研究所」を開き、申請書などを取り出して下さい。

- (2) 締切日 : 平成 30 年 12 月 27 日
- (3) 提出書類 : 研究計画書の提出（郵送のみ、電子データがある場合は媒体で同封）
- (4) 提出先 : 〒192-0034
 東京都八王子市大谷町 178-11 東京薬科大学附属薬局内
 一般財団東京薬科大学附属社会医療研究所
 （ヘルスケア研究助成申請在中）
- (5) 審査 : 書類審査及び必要に応じて説明の聴取をし追加資料を求める事がある
- (6) 決定・発表 : 2019 年 3 月下旬（予定）別途認定証を交付する。

以上